最終更新日：2015年6月24日

ペガサスミシン製造株式会社
代表取締役社長　美馬　成望
問合せ先：取締役管理本部長　吉田　泰三　06-6451-1351
証券コード：6262
http://www.pegasus.co.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社企業グループは、コンプライアンスとリスクマネジメントの重要性を認識し、収益の極大化と併せて株主の皆様をはじめ、すべてのステークホルダーとの信頼関係にお応えするため、コーポレートガバナンス体制の確立を最も重要な経営課題として、整備・拡充に努めております。
さらに、株主および投資家の皆様に対して、積極的な情報開示をすることにより、経営内容の透明性を高め、長期的な信頼関係を構築していく所存であります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
株式会社美馬	1,553,400	6.26
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	1,021,700	4.12
株式会社三井住友銀行	830,200	3.34
板東　敬三	821,600	3.31
吉田　隆子	709,900	2.86
美馬　成望	612,900	2.47
ペガサスミシン従業員持株会	532,657	2.15
板東　雄大	469,100	1.89
美馬　正道	436,600	1.76
田村　真子	370,000	1.49

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	機械
直前事業年度末における（連結）従業員数	1000人以上
直前事業年度における（連結）売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

特になし

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	8 名
社外取締役の選任状況 更新	選任している
社外取締役の人数 更新	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	1 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
白井　文	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
白井　文	○	グンゼ株式会社 社外取締役	兵庫県尼崎市議会議員・尼崎市長として長きにわたり市政運営に携われており、幅広い知識と豊富な経験をもとに経営陣から独立した存在で、一般株主との利益相反問題の回避についての客観的な提言ができる人物と判断したためです。 なお、同氏は当社の関係会社、大株主、主要な取引先等の関係者である事実はなく、また、人的関係、資本的関係または取引関係その他の利害関係、ならびに当社から多額の報酬等その他の財産上の利益を受けている事実も存在しないため、十分な独立性が確保されているものと考えております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、重要な事項があれば個別に打ち合わせを行うなど、随時連絡を取っております。また、会計監査の内容について、定期的に説明を受けるとともに、情報の交換を行うなど連携を図っております。
内部監査部門である内部監査室とは、当社各部署ならびに各子会社への監査時に可能な限り同行するなど、逐一綿密な打ち合わせを行っております。特に子会社への監査時は、監査の範囲が広いことから事前に監査内容について打ち合わせを行い、連携しながら取り組んでおります。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
古寺　均	税理士													
定藤　繁樹	学者													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
古寺　均	○	税理士	税理士として二十年以上の実績を持った会計及び税務の専門分野の観点より、経営陣から独立した存在で、一般株主との利益相反問題の回避についての客観的な提言ができる人物と判断しているためであります。 なお、同氏は当社の関係会社、大株主、主要な取引先等の関係者である事実はなく、また、人的関係、資本的関係または取引関係その他の利害関係、ならびに当社から多額の報酬等その他の財産上の利益を受けている事実も存在しないため、十分な独立性が確保されているものと考えております。
定藤　繁樹	○	大学院教授	大学院教授として経営戦略および内部統制関連を専門分野とし、その豊富な知識をもとに経営陣から独立した存在で、一般株主との利益相反問題の回避についての客観的な提言ができる人物と判断しているためであります。 なお、同氏は当社の関係会社、大株主、主要な取引先等の関係者である事実はなく、また、人的関係、資本的関係または取引関係その他の利害関係、ならびに当社から多額の報酬等その他の財産上の利益を受けている事実も存在しないため、十分な独立性が確保されているものと考えております。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	3 名

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員として社外取締役1名及び社外監査役2名全員を指定し、届け出ております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない

該当項目に関する補足説明

現状の報酬制度において、適切な業務執行が行われていると考えております。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

全取締役の総額を開示

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

平成27年３月期における、当社の取締役に対する年間報酬総額は、150百万円となっております。
また、当社取締役の報酬限度額は、平成20年６月24日開催の第62期定時株主総会において、年額350百万円以内と決議しており、取締役個々の報酬につきましては、取締役会で決議しております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】更新

現在、社外取締役（社外監査役）の職務を補佐する担当セクションや担当者はいませんが、必要に応じて社外取締役（社外監査役）の業務補佐のためのスタッフを置くこととしております。また、社外取締役（社外監査役）への情報伝達については、取締役（常勤監査役）が常に電話および電子メールを主な通信手段として連絡を取っており、必要な場合は、その都度打ち合わせを行っております。
なお、取締役会の議題は、事務局である総務部より事前に電子メールにて連絡をしており、資料は共通のサーバに保存することにより、いつでも確認できる状態にしております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）更新

・業務執行につきましては、原則月一回開催の取締役会および原則週一回開催の経営会議にて重要事項の決定や審議を行うほか、その他の項目につきましては、「決裁規程」に基づき必要な決裁手続きを経て、業務の執行を行っております。
・原則週一回開催される経営会議には取締役、常勤監査役、執行役員及び取締役社長が必要と認める部長級以上の社員で構成し、現在は男性のみである。平成27年３月期（平成26年４月１日から平成27年３月31日）においては、計42回開催しております。
・常勤監査役が原則毎週開催される経営会議に出席し、また、常勤監査役、社外監査役が原則毎月開催される取締役会に出席することにより、重要事項の執行状況の監査・監督を行っております。
・内部監査室は、当社子会社を含め全部署の内部監査を行うことにより、各部署の業務執行状況を具体的かつ個別的に監査・監督しております。
・取締役候補者の選定につきましては、監査役の出席する取締役会において厳正に審査し、株主総会のご承認を得て決定しており、報酬につきましては、監査役の出席する取締役会での協議により決定しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、外部からの経営チェック・助言により適切な経営に資するため、社外取締役１名、社外監査役２名を選任しております。また社外監査役は、毎月一回の取締役会には原則として出席することで、取締役の勤務状況や重要事項についての決定を監査するなど、客観的な立場で経営を監視する体制が整っております。なお、監査の有効性や効率を高めるため、監査役監査に加え、業務執行部門から独立した内部監査室による内部監査および会計監査人による監査を合わせた体制をとり、その連携の強化に努めております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主の皆様に議案の内容を十分に検討していただけるよう、株主総会招集通知を法定期限よりも早期に発送しております。
集中日を回避した株主総会の設定	集中日を避けた開催をしております。株主総会の運営については、質疑・応答に充分時間をかけ、株主の理解を得るよう心がけるとともに、今後も集中日開催を避けるなど開かれた株主総会運営にむけた施策を講じていく所存であります。
その他	当社ホームページに招集通知を掲載しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	本決算短信および第2四半期決算短信発表後、当社代表取締役社長の説明による説明会を開催いたします。	あり
IR資料のホームページ掲載	IR資料として、決算情報、決算情報以外の適時開示資料、有価証券報告書、四半期報告書および決算説明会資料を掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	経営企画室にてIR業務を実施しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、「コンプライアンス規程」、「ペガサスグループ行動規範」、「インサイダー管理規程」、「情報セキュリティ・ポリシー」、「個人情報保護規程」、「PL（製造物責任）委員会規程」、「販売管理規程」、「購買・外注管理規程」を施行、実施ならびに周知徹底することにより、ステークホルダーの立場の尊重に努めております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社滋賀工場では、照明設備にLEDを活用し、省エネ化に伴う環境保全活動を行っております。
その他	女性の社外取締役を1名選任しております。

Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

内部統制システムに関する基本的な考え方

当社は、会社法および会社法施行規則に基づき、取締役の職務執行の法令・定款への適合ならびに業務の適正を確保するための体制を以下のとおり整備する。

1．業務運営の基本方針
当社では、以下の経営理念を基本方針とする。
【経営理念】
1．世界の人々と交流を深め、信頼される企業活動を展開します。
2．環縫いテクノロジーを究め、世界品質のものづくりを目指します。
3．常にお客様から学び、ニーズを形にし、サービスや情報の提供に最善をつくします。
4．関係先、社員との信頼関係を築き、互いの成長発展のために努力します。

2．取締役の職務執行に係る文書および情報の保存・管理（会社法施行規則第100条第１項第１号）
(1) 当社は、取締役会をはじめとする重要な会議の意思決定に係る記録や取締役が「決裁規程」に基づいて決定した文書など、取締役の職務の執行に係る情報を適正に記録し、法令および「文書管理規程」に基づき、保存・管理する。
(2) 当社は、情報セキュリティに関する基本方針および諸規程の整備ならびにパソコン、データ、ネットワーク等、各種情報のインフラに対して内外からの脅威が発生しないよう、適切な保護対策を実施する。

3．損失の危険の管理に関する規程その他の体制（会社法施行規則第100条第１項第２号）
(1) 当社は、リスク管理体制の基礎として「リスク管理規程」を定め、同規程に従ったリスク管理体制を構築する。
(2) 不測の事態が発生したときは、社長指揮下の対策本部を設置し、迅速な対応を行い、損害拡大を防止する体制を構築する。

4．取締役の職務執行の効率性の確保（会社法施行規則第100条第１項第３号）
(1) 当社は、定例の取締役会を原則毎月一回開催し、重要事項の決定ならびに取締役の業務執行状況の監督などを行う。また、業務執行に関する基本的事項および重要事項に係る意思決定を機動的に行うために、原則毎週一回、各取締役を含めた経営会議を実施する。
(2) 業務の運営については、中期経営計画および年度予算を立案し、全社的な目標を設定すると同時に、予算と実績の対比を原則毎月一回、取締役会で報告する。

5．取締役および使用人の職務執行の法令・定款適合性確保（会社法第362条第４項第６号および会社法施行規則第100条第１項第４号）
(1) 当社は、取締役および使用人が法令および定款を遵守し、社会規範に基づいた行動を取るための行動規範を示した「グループ行動指針」に基づき、職制を通じて適正な業務執行の徹底と監督を行い、取締役および使用人が一丸となって法令遵守の徹底や企業倫理の確立に努める。また、コンプライアンス体制の充実・強化を推進するため、「コンプライアンス規程」に基づいたコンプライアンス委員会を設置することで相談・通報体制を確立する。
(2) 業務執行部門から独立した内部監査室は、定期的に内部監査を実施し、その結果を社長に報告するとともに被監査部署へフィードバックする。
(3) 当社は、市民社会の秩序ならびに健全な企業活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては、所轄官庁および関連団体と協力し、その排除に努めるとともに、不当要求等に対しても組織全体で毅然とした態度で臨むことを徹底する。
(4) 当社は、当社企業グループの財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出に向けた内部統制システムの構築を行う。その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、不備があれば必要な是正を行うことにより、金融商品取引法およびその他関係法令等の適合性を確保する体制を整備する。

6．企業集団の業務の適性確保（会社法施行規則第100条第１項第５号）
(1) 当社は、「関係会社管理規程」に基づき、子会社の経営意思を尊重しつつ、円滑な情報交換とグループ活動を推進するための定期的な報告ならびに重要案件については、事前協議を行う。さらに、当社および各子会社と一体となった「コンプライアンス規程」を子会社ごとに制定し、同時にコンプライアンス推進担当者を設置することで相談・通報体制を確立する。
(2) 当社は、当社が定める「リスク管理規程」その他関連規定を定め、子会社にリスクマネジメントを行うことを求めるとともに、グループ全体のリスクを網羅的・統括的に管理する。
(3) 当社は、「関係会社管理規程」に基づき、子会社の経営分析および指導全般、その他関係会社よりの協議事項ならびに関係会社の指導、育成上必要と思われる事項を実施し、また、業務の運営については、中期経営計画および年度予算を立案し、各部門および子会社を含めた全社的な目標を設定すると同時に、重要な事業計画の進捗や予算の実績管理を行うため、各部門および子会社の経営数値等を原則毎月一回、取締役会で報告することにより子会社の取締役等の職務執行の効率性を確保する体制を確立する。
(4) 内部監査室は、各子会社について定期的に内部監査を実施するとともに、主要な子会社については、当社監査役が監査を行い、業務の適正を確保する体制を確立する。

7．監査役の補助使用人（会社法施行規則第100条第３項第１号）
当社は、現在、監査役の職務を補助すべき使用人はおいていないが、必要に応じて、監査役の業務補助のための監査役スタッフをおくこととし、その人事については、取締役と監査役が意見交換を行う。

8．監査役の補助使用人の独立性および当該使用人に対する指示の実効性確保（会社法施行規則第100条第３項第２号および第３号）
当社は、必要に応じて監査役スタッフを設置する場合において、当該監査役スタッフは、業務執行上の指揮命令系統には属さず、監査役の指示命令に従うものとする。また、必要に応じて内部監査室を中心とした関係部門がサポートする。

9．当社および当社子会社の取締役等および使用人の監査役への報告（会社法施行規則第100条第３項第４号および第５号）
(1) 取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したとき、法令に従い監査役に報告する。また、常勤監査役は、取締役会のほか、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため、コンプライアンス委員会や経営会議などの重要な会議に出席するとともに、主要な決裁願およびその他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または使用人にその説明を求める。
(2) 当社の監査役は、当社の会計監査人や内部監査室に会計監査や業務監査の内容について説明を受けるとともに、情報の交換を行うなど連携を図る。
(3) 当社および子会社の取締役および使用人は、法令等の違反行為等、当社または当社の子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実については、これを発見次第、直ちに当社または子会社のコンプライアンス委員会もしくは当社の子会社を管理する部門へ報告を行い、これらの委員会もしくは部門は当社取締役、監査役、および取締役会に対して報告を行う。
(4) 当社および子会社の取締役および使用人等は、当社監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。
(5) 当社は、監査役への報告を行った当社および子会社の取締役および使用人等に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役員および従業員に周知徹底する。

10. その他監査の実効性の確保（会社法施行規則第100条第3項第6号および第7号）
(1) 監査役は、取締役および重要な使用人からヒアリングを実施し、会計監査人および内部監査室とそれぞれ定期的な意見交換ができる体制を確立する。
(2) 監査役がその職務の執行について、当社に対し費用の前払い等の請求をしたときは、担当部門において審議のうえ、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

以　上

平成18年5月15日制定
平成20年4月21日改訂
平成27年4月27日改訂

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、市民社会の秩序ならびに健全な企業活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては、所轄官庁および関連団体と協力し、その排除に努めるとともに、不当要求等に対しても組織全体で毅然とした態度で臨むことを徹底いたします。
その旨を「当社グループ行動規範」に定め、当社の全役員・従業員に周知徹底しております。
万が一、事案が発生したときは、顧問弁護士及び警察等と緊密な連携のもと、速やかに対処できる体制を構築しております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

―――

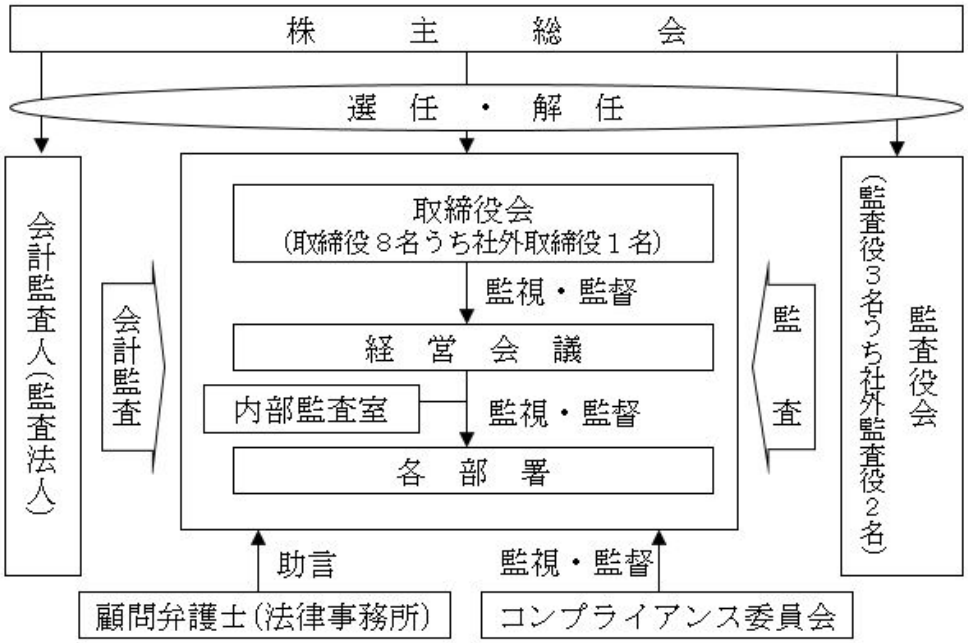

会計監査人：有限責任監査法人　トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	中村基夫 氏（継続監査年数：3年）
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	岡田明広 氏（継続監査年数：2年）